

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ウズベキスタ ン	ウズベキスタン共和国政府に対 する贈与に関する日本国政府とウ ズベキスタン共和国政府との 間の交換公文	ウズベキスタンの経済の構造改善努力推進及び債務 問題を含むウズベキスタンの経済困難緩和に寄与する ため、両政府の関係当局が合意する生産物及び債務を 購入するための資金を贈与すること。	950,000 千円 -----	H14.2.18 タシケン トで (同日)	日本側 中山恭子在ウズベ キスタン大使 カニエ フ・エリヤル・アジドビ チ 対外経済関係大臣	H15.2.10 27号
ウズベキスタ ン	食糧増産援助に関する日本国政 府とウズベキスタン共和国政府 との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその 輸送に必要な役割の供与	500,000 千円 H15.3.31まで	H14.4.5 タシケン トで (同日)	日本側 中山恭子在ウズベ キスタン大使 トウロ ツフ・ホルタエフ副首相	H15.2.10 30号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での観学に必要な経費の供与	348,000 千円 H15.3.31まで	H14.7.30 東京で (同日)	日本側 中山恭子在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ム・サデイニコヴァ フジモフ副首相	H15.9.1 297号
ウズベキスタ ン	ヒヴァ、ゾハラ、シャフリサフサ ー、サマルカンドその他の地 域における文化遺産保存機材整 備計画のための贈与に関する日 本国政府とウズベキスタン共和 国政府との間の交換公文	その他の地域における文化遺産保存機材整備計画を 実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役割の供与 2. 車両及びその調達に必要な役割の供与 3. 上記1及び2.の生産物に必要な役割の供与 4. 上記機材の操作指導に必要な役割の供与	141,000 千円 H16.1.27まで	H15.1.28 タシケン トで (同日)	日本側 河東哲夫在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 カラ・カラヤートフ副 相	H16.5.13 208号
ウズベキスタ ン	看護教育改善計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	看護教育改善計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役割の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役割の供与	292,000 千円 H16.3.31まで	H15.4.11 タシケン トで (同日)	日本側 河東哲夫在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 カラ・カラヤートフ副 相	H16.6.15 268号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での観学に必要な経費の供与	58,000 千円 H16.3.31まで	H15.7.4 タシケン トで (同日)	日本側 河東哲夫在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 カラ・カラヤートフ副 相	H16.9.2 566号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での観学に必要な経費の供与	134,000 千円 H16.3.31まで	H15.12.22 東京で (同日)	日本側 川口順子外務大臣 ウズベキスタン側 ツク・サフアエフ外務 大臣	H16.9.2 567号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月△日をH〇.△.△と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。